令和８年９月３０日判決言渡

令和８年（ネ）第１００４６号　商標権侵害による損害賠償（不当利得返還）請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和７年（ワ）第７０４３９号）

口頭弁論終結日　令和８年８月１０日

判　　決

控　訴　人　　X

被　控　訴　人　　神戸ポート株式会社

主　　文

１　本件控訴を棄却する。

２　控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第１　控訴の趣旨

１　原判決を取り消す。

２　被控訴人は、控訴人に対し、１００円及びこれに対する令和７年８月２１日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要（以下、略語等は、原判決の例による。）

１　本件は、本件商標権を有する控訴人が、被控訴人による被告標章の使用により本件商標権が侵害されたと主張して、被控訴人に対し、選択的に、⑴民法７０９条に基づき、損害賠償金１００円及び遅延損害金の支払、⑵不当利得返還請求権に基づき、１００円及び利息の支払を求める事案である。

２　原審は、本件商標と被告標章は類似しないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。控訴人は、これを不服として本件控訴を提起した。

３　前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、後記第３の２のとおり当審における控訴人の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の第２の２及び３⑵～⑷（２及び３頁）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、下記２のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の第３の２及び３（４～７頁）に記載のとおりであるから、これを引用する。

２　控訴人は、争点２（本件商標と被告標章の類否）について、本件商標と被告標章は、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に観察すると、双方とも「恐竜検定」と認識されるものであって、いずれも外観は「恐竜検定」、称呼は「キョーリューケンテー」、観念は「恐竜に関する検定」であるから、両者は類似する旨主張する。

そこで判断すると、本件商標と被告標章は「恐竜検定」の文字を共通にするものであるが、「恐竜」及び「検定」はいずれも平易な普通名詞であり、これらを結合しても恐竜に関する知識の有無、程度を検査し、判定するという一般的な観念を生じさせるにとどまるものである。そうすると、「検定試験の企画・運営、検定試験の実施」等を指定役務とする本件商標について、そのうちの「恐竜検定」の文字部分が取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるとは認められない。また、本件商標の構成は原判決を引用して説示したとおりであり、上下に区切られた上側と下側で背景色を異にし、下側には恐竜の頭蓋骨様のイラスト及び「一級　恐竜博士」等の文字が配されているのであって、「恐竜検定」の文字以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認めることもできない。このほか、本件の証拠上、本件商標から「恐竜検定」の文字部分を抽出し、

この部分だけを被告標章と比較して類否を判断すべき事情は見当たらない。

したがって、本件において、本件商標の構成中の上記文字部分だけを被告標章と比較して類否を判断することは許されないというべきであるから、控訴人の上記主張は採用できない。

第４　結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第４部

裁判長裁判官

長　谷　川　　浩　　二

裁判官

伊　　藤　　清　　隆

裁判官

諸　　岡　　慎　　介